

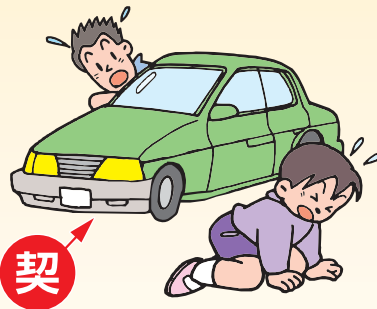
# 自動車事故費用共済

に加入しましょう

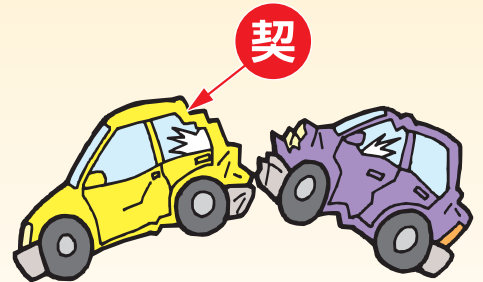
衝突事故を起こして



歩行者をはねて



自分が衝突されて



※全く契約者に過失が無い場合

## 特 色

1. 人身事故は、道義的責任(誠意)も絡み、保険以外の費用が必要になる場合があります。その経済的負担(お見舞費用、弔慰金、香典料など)を補てんする制度です。
2. 共済金は自賠責保険や対人任意保険と全く関係なくお支払いし、また、被害事故で受傷した場合でも、共済金を全て契約者へお支払いします。
3. 運転者の年齢に関係なく車種ごとに掛金は一律です。
4. 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。

## 補償内容 (共済金額300万円契約の場合)

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

|  | 負傷者が  |  |
|--|---|--|
|  | 契約者側の場合   | 相手側の場合   |
| <b>死亡共済金</b><br>事故の日から180日以内に死亡されたとき<br>(1事故につき) | <b>300万円</b>  | 共済契約者の経済的負担を補うため<br>合計 <b>300万円</b> までの実費を支給<br>契約者側にも過失のある場合<br>死亡臨時費用共済金(一時金として支給) <b>30万円</b>                   |
| <b>後遺障害共済金</b><br>(障害級別による)                      | <b>12~300万円</b>   | <b>12~300万円</b> 算定された額を限度として実費を支給  |
| <b>入通院共済金</b><br>365日分<br>または300万円限度             | (1人あたり)<br>入院日額 <b>4,500円</b><br>通院日額 <b>2,250円</b><br>1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円 | 左記の日額により、<br>合計 <b>300万円</b> までの実費を支給<br>契約者側にも過失のある場合<br>入通院臨時費用共済金(一時金として支給)<br>(3日以上通院または入院で、1事故につき) <b>3万円</b> |

注1. 負傷者が相手側の場合は、契約者側にも過失があることが条件です。  
 注2. 相手側への各共済金は、領収書または証拠書類によって確認された実費の範囲内です。

## 車種別共済金額及び共済掛金(年間)

| 車種   | 掛金     |         |         |
|--|--------|---------|---------|
|  | 100万円  | 200万円   | 300万円   |
| 普通乗用車(車椅子移動車〔8ナンバー〕含む)<br>小型乗用車、小型貨物車<br>キャンピング車 | 3,000円 | 6,000円  | 9,000円  |
| 軽四輪乗用車、軽四輪貨物車                                    | 1,500円 | 3,000円  | 4,500円  |
| 普通貨物車(2t以下)<br>RV車(0.5t以下)                       | 4,500円 | 9,000円  | 13,500円 |
| 普通貨物車(2t超)<br>自家用マイクロバス(定員29人以内)                 | 5,500円 | 11,000円 | 16,500円 |

(注) ・上記以外の工作車、起重機車、コンクリートミキサー車、教習車、大型特殊車、小型特殊車、ダンプ、普通バス、二輪車及び営業車は契約できません。  
・特殊用途車については、お問い合わせください。

### 自動車事故費用共済ご契約にあたっての注意

#### ■運転者の範囲

##### ◆個人及び個人事務所でご契約の場合

1. 共済契約者
2. 共済契約者の同居の親族
3. 共済契約者が雇用する者
4. 上記以外の届出運転者(2名まで)

##### ◆法人でご契約の場合

1. 共済契約者(理事、取締役など)
2. 共済契約者が雇用する者
3. 上記以外の届出運転者(2名まで)

#### ■共済期間と責任の始期

共済期間は1年とし、責任の始期は共済掛金を払い込んだ日の午後4時からです。

#### ■出資金

初めて共済に加入される場合は出資金1,000円が必要です。脱退のときはお返しします。

(中小企業者以外の方は員外利用となり出資金は不要です。)

#### ■共済金をお支払いできない主な場合

- (1) 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者)とします。以下において同じ。または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
- (2) 無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金。
- (3) 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入院共済金。
- (4) 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
- (5) 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮又は津波によるとき。
- (6) 事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
- (7) (4)から(6)の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき。
- (8) 当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。
- (9) 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

※このリーフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」「重要事項説明書(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)」をお読み下さい。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせ下さい。

取扱代理所



**新潟県火災共済協同組合**

〒951-8063 新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502

【受付時間】平日 午前8:30~午後5:15

(土・日・祝日、年末年始を除きます。)

2020年7月作成